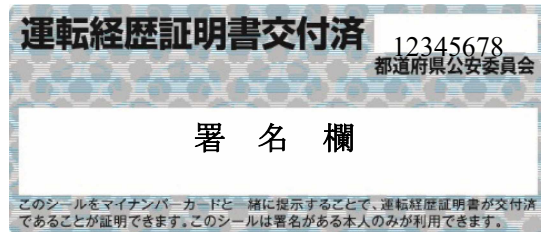


運転経歴証明書が交付済みであることを表示するシールの交付について

令和2年4月1日から、運転経歴証明書が交付済みであることを表示するシールを交付しております。

運転経歴証明書交付済シール



(寸法 24 mm× 56 mm)

運転経歴証明書交付済みシールとは？

運転経歴証明書交付済みシールをマイナンバーカードケースに張り付けることで、運転経歴証明書本体をお持ちでない場合でも、マイナンバーカードを提示して運転経歴証明書が交付済みであることを証明できるものです。

運転経歴証明書交付済みシールの入手方法

申請場所

運転免許センター、運転免許センター各支所、各警察署交通課又は交通対策課

申請時間

月曜日から金曜日(祝日(慰霊の日を含む。)、年末年始の休日を含む)

運転免許センター、運転免許センター各支所・・・午前8時30分～午前11時45分

午後1時00分～午後4時45分

警察署・・・午前9時30分～午後4時45分

※ 令和6年8月11日から同年11月2日までの間、警察署の始業時間
変更の試行運用開始に伴い、「08:30～16:00」となります。

その他

手数料はありません。